たつくす

20号
'91·8



新宿間税会



着任の挨拶

新宿税務署長
鈴木俊彦

新宿間税会の皆様方には，ますます御清栄のこととお慶び申し上げます。

この度の人事異動により，国税庁監督官室から参りました鈴木でございます。

前任の大井署長と同様よろしくお願い申し上げます。

新宿間税会の皆様方には，平素から間税関係はもとより税務全般にわたり，深い御理解と多大の御協力をいただき，厚く御礼申し上げます。

貴会におかれましては，田尾会長をはじめ役員並びに会員の皆様方の御努力により，極めて活発な会活動を通じまして大きな成果をあげておられると伺っており，税務の執行に携わる私共にとりましては，誠に心強い限りであり，皆様方の御熱意に対し心から敬意を表する次第であります。

さて，すでに御承知のとおり，消費税につきましては，非課税範囲の追加，簡易課税制度や限界控除制度の適用上限額の引き下げ等を内容とした一部改正が行われましたが，間もなくその施行日である10月１日をむかえようとしております。

私どもといたしましては，この点も含めまして，今後とも「広報」・「相談」・「指導」に重点をおきまして消費税のより一層の定着に努めてまいる所存でありますが，これには改組以来「消費税定着推進運動」をメインスローガンに熱心な会活動を展開されてまいりました新宿間税会のお力添えが大いに期待されるわけでございます。

どうか，これからも税務のよき理解者として，従来にも増して力強い御協力を賜りますようお願い申し上げますとともに，終わりになりましたが，貴会のますますの御発展と会員の皆様方の御健勝並びに事業の御繁栄を祈念いたしまして着任のあいさつとさせていただきます。



お別れのごあいさつ

前新宿税務署長
大井章列

新宿間税会の皆様方には，ますます御清栄のこととお慶び申し上げます。

私は，このたびの人事異動を機に，お許しを得まして退任させていただくこととなりました。

昨年７月の着任以来，田尾会長をはじめ役員並びに会員の皆様方には，税務行政に対しまして深い御理解と暖かい御支援・御協力を賜り，お陰をもちまして職責を全うすることができました。心から感謝申し上げますとともに厚くお礼申し上げます。

顧みますと在任中の１年間におきましては，都庁移転等により一段と躍進する新宿の街を目のあたりにすることができました。他方，税務を取り巻く環境は，消費税の定着が確実に図られてきてはいるものの消費税法の一部改正，法人臨時特別税や地価税が創設されるなど，一段と厳しさを増しております。

このような状況下におきまして，税務行政の基本である適正・公平な課税の実現を図るためには，従来にも増して納税者の皆様との相互理解が必要であり，その意味で伝統と良識ある新宿間税会の果たす役割もなお一層高まっていくことと思います。どうか今後とも充実した会活動を積極的に展開され，他の間税会のリーダーとして更に発展されますよう御期待申し上げます。

最後になりましたが，新宿間税会の限りない御発展と，会員の皆様の御繁栄，御健勝を祈念いたしまして私の退任のごあいさつとさせていただきます。



新任署長さんを迎えて

新宿間税会
会長　田尾有一

残暑なおきびしい中、会員の皆様には、益々御健勝のこととお慶び申し上げます。

さて、この度御当局の定期異動で、前大井署長さんが退官され、新たに鈴木署長さんをお迎えすることになりました。

消費税が施行されて早２年余りが経過し我々の生活の中にすっかり定着したように思います。これに即応して税務御当局では本年７月10日より永年親しまれてきた直税部門・間税部門を個人課税部門・法人課税部門等に大きく組織が再編されます。このことは我々納税者と税務御当局との窓口が一本化され、その効果が期待されます。

当会といたしましても、組織変更後の、これからの会運営に関して大変不安を抱いたものでありますが、前大井署長さんはじめ税務御当局幹部皆様方の適切なる御指導並に多大の御支援を賜り、つつがなく会務が遂行できました事を深く感謝する次第でございます。

また、前大井署長さんにおかれましては、今後益々の御活躍を御期待申しあげます。

懸念されておりました中東湾岸紛争も一応終結を迎え、世界経済は一応落着きを取り戻しましたが、日本に対する欧米諸国との貿易摩擦、社会主義国家の民主化への波等まだまだ多くの問題が残されていると思われます。日本国内では、金融政策の引締により土地価格の下落、金融・証券界の不祥事発覚等によりバブル経済は倒壊され、高成長を続けた景気の減速が取り沙汰されております。

かかる折、本年10月１日より消費税の一部改正、また新らしく地価税が施行されます、当会でも税務御当局の御協力をいただき速やかに説明会等を開催し会員皆様方に御通知申し上げたいと思っております。

これからも、新宿間税会の益々の発展の為精一杯の努力をいたす所存です。新任の鈴木署長さんはじめ、御当局幹部の皆様方には、旧倍の御指導御鞭撻を賜りますよう、切にお願い申し上げる次第でございます。

終わりに、会員皆様方、並びに御当局幹部の皆様方の御健勝をお祈り申し上げまして御挨拶といたします。

青年部・婦人部研修会のお知らせ　風情ある水郷潮来へ

日　　時：平成３年10月16日（水）
集合時間：午前７時45分（出発８時）
集合場所：新宿西口朝日生命ビル前
会　　費：7,000円
募集人員：40名（先着順）
　　乗り物　小田急デラックスバス
申 込 先：参加者は電話で下記へご連絡ください。
　　㈱アリミノ
　　TEL３３６３－８２１２
　　経理部　宮武・入山まで
そ の 他：詳細はお申込者へ追ってご通知いたします。

――加藤州十二橋巡り――

常陸利根川から与田浦へ流れる加藤にかかる12の橋を称しています。
細い水路に娘船頭が乗るサッパ舟で約50の橋巡りは，情緒たっぷりです。

――鹿島神宮――

樹齢1200年の杉と御手洗池や要石がみどころです。鹿も遊ぶ名社の貴重文化財を訪ねてみませんか。





平成２年度定期総会

平成２年度定期総会が平成３年５月13日（月）午後４時30分より「小田急豪華会議室」において，新宿税務署から大井署長をはじめ幹部の方々をお迎えし，役員を含め会員52名が出席のうえ盛大に開催されました。



議事については田尾会長を議長に選出し，

(1) 平成２年度事業経過報告
(2) 平成２年度決算報告
(3) 平成２年度監査報告
(4) 平成３年度事業計画（案）
(5) 平成３年度予算（案）
(6) 役員の改選について

等を慎重審議し，満場一致で可決されました。

なお，役員の新任・退任者は次の方々です。

◇新　任

副会長	大家章嘉	㈱大家商店
常任理事	星野孝之	星野時計店
理事	沖田　覚	㈱東京堂
〃	大畠周作	オリエンタル写真工業㈱
〃	宗田博文	武蔵野興業㈱
会計監事	新田　有	新田時計店
青年部副部長	小林　均	億泉㈱
婦人部副部長	神原まつ子	神原時計店

◇退　任

副会長	前田豊作	㈱ココ山岡宝飾店
〃	坂野　廣	㈱山廣商店
常任理事	林　秀一	林時計眼鏡店
理事	星野孝之	星野時計店
〃	庄野芳博	桂屋庄野商店
会計監事	小林英雄	㈲小林時計店
青年部副部長	新田　有	新田時計店
〃	林　義一	林時計眼鏡店

事　業　計　画



事業計画については，前年度に引き続き当会の事業目的を遂行するため，税務当局の指導と支援の基において，役員を始め青年部会・婦人部会を含む全会員が一致協力のうえ，結束の強化を行い，会員相互の親睦を図ると共に上部団体及び管内有誼団体とも協力して，納税制度の普及と税務行政全般が円滑に運営できるよう努めることに加え，国税組織の機構改革と組織の拡充に伴う会活動の活性化として，新しい会員からの意見を尊重し，併せて消費税定着の推進にかかわる具申も考慮のうえ，

1. 組織の拡充強化
2. 未加入者の加入勧奨
3. 研修会・説明会の開催
4. 税普及のPR活動
5. 青年部・婦人部の活動強化
6. 会報「たっくす」の発行（年２回）
7. 上部団体との連携強化に伴う税制上の具申
8. その他，本会の目的を達成するための必要な事業の推進

等が事業計画として採択されました。

総会終了後は，大井署長をはじめ幹部の方々をまじえて懇親会を開催し，盛大裡に終了しました。

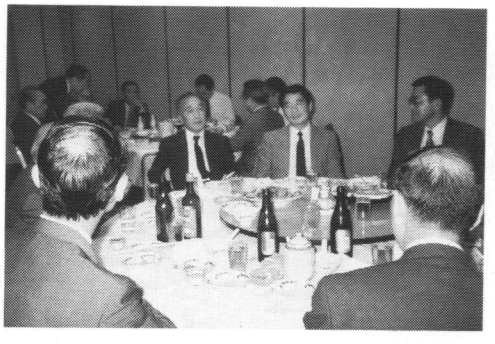

活　動　日　誌

3.1. 1　会報「たっくす」第19号発行
3.1. 4　新年挨拶会（六団体）
　役員８名出席　　於：新宿税務署
3.1.24　賀詞交換会（六団体）
　会員21名出席
　於：朝日生命保険相互会社大会議室
3.2. 6　消費税の確定申告説明会開催
　新宿間税会・新宿税務署共催
　於：高田馬場アリミノホール
　◇講師　丹　野　調査官殿
3.2. 7　税務連絡懇談会
　会長出席　　於：新宿税務署
3.2.13　納税申告の告知
　4.15　◇京王百貨店・小田急百貨店において懸垂幕の掲示
　◇映画・演劇部会においてスポットフイルムの上映
3.3. 4　税務連絡懇談会
　副会長出席　　於：新宿税務署
3.3.15　所得税確定申告打ち上げ
　役員３名出席　　於：新宿税務署
3.4.10　税務連絡懇談会
　副会長出席　　於：新宿税務署
3.4.17　正副会長会議・理事会
　役員30名出席　　於：新宿税務署
3.5.13　定期総会
　会員52名出席
　於：小田急百貨店八階豪華
3.6.10　税務連絡懇談会（拡大）
　役員６名出席　　於：新宿税務署
3.6.14　編集会議
　役員３名出席　　於：新宿税務署

入会のおすすめ

当会は間接税（消費税・印紙税・その他の個別消費税）に関わる納税者で組織している団体です。新しく事業を始められる方やお知り合いで入会を希望している方がおいでであれば下記へご連絡願います。

《事務局》
株式会社小田急百貨店内
商品管理課　三上

上部団体の活動

3.1.18　城西連合会正副会長会議
　役員２名出席　　於：練馬税務署
3.2.21　全管単位協力会正副会長会議
　会長・副会長２名出席
　於：竹橋会館
3.4.10　城西連合会役員会
　役員４名出席　　於：板橋税務署
3.5.14　城西連合会会長による
　総会案内各署表敬訪問
3.5.20　局間連定期総会
　役員６名出席　　於：東中野日本閣
3.6. 7　城西連合定期総会
　役員11名出席　　於：東中野日本閣

部会別会員数

（平成３年５月現在）

部　会　別	会員数
第一地区部会(新宿３～７，歌舞伎町１～２)	３２名
第二地区部会(西新宿)	４５名
第三地区部会(百人町，大久保，北新宿)	２９名
第四地区部会(中・西・下・上落合，中井)	３５名
第五地区部会(高田馬場，戸塚町，西早稲田)	３１名
住友ビル部会	１５名
百貨店部会	４名
新宿駅ビル部会	１６名
時計小売部会	１７名
質屋古物部会	２５名
写真光学部会	３名
飲料部会	１名
弱電部会	４名
化粧品部会	５名
酒販部会(新宿支部)	９２名
酒販部会(戸塚支部)	５６名
映画演劇部会	３１名
石油商部会	２６名
総合部会	２４名
合　計	４９１名

お知らせ

税務署の組織変更のお知らせ

７月10日から、当新宿税務署の組織が変更になりました。
所得税部門、資産税部門、法人税・源泉所得税部門、間税部門を廃止し、個人課税部門、法人課税部門、酒類指導官とします。
なお、総務課、管理部門、徴収部門は従来どおりです。
各部門の担当事務などの詳しい点については、どの窓口でも結構ですから、お気軽におたずねください。

【変更後の組織図】

（部門等の名称）		（主な担当事務）	（事務室）
署長	特別国税徴収官	滞納整理	2階
	特別国税調査官（法人税等担当）	法人税、消費税（法人）の指導・調査	
	特別国税調査官（源泉所得税担当）	源泉所得税の指導・調査	
	副署長 総務課	総合案内、文書の受付	
	副署長 管理第１・２部門	税金の納付、納税証明の交付、振替納税の申込み	
	副署長 徴収第１・２部門	滞納整理	
	特別国税調査官（所得税等担当）	所得税、消費税（個人）の指導・調査	1階
	特別国税調査官（資産税担当）	相続税、贈与税、地価税、土地・建物の譲渡所得の指導・調査	
	副署長 個人課税第１部門	所得税、消費税（個人）の申告・相談、青色申告の相談、所得証明（個人）の交付	
	副署長 個人課税第２～４部門	所得税、消費税（個人）の指導・調査	
	副署長 個人課税第５部門（資料情報担当）	法定調書関係	
	副署長 個人課税第６部門（資産税担当）	相続税、贈与税、地価税、土地・建物の譲渡所得の申告・相談・指導・調査	
	副署長 法人課税第１部門	法人税の申告・相談、所得証明（法人）の交付	3階
	副署長 法人課税第２部門（消費税・印紙税等担当）	消費税（法人）の申告・相談、印紙税等間接諸税の申告・相談・指導・調査	
	副署長 法人課税第３（源泉所得税担当）	源泉所得税の相談・指導・調査	
	副署長 法人課税第４～13部門	法人税・消費税（法人）の指導・調査	
	副署長 酒類指導官	酒類行政、酒税の申告・相談・指導・調査、免許関係 → 2階	
税務相談室		税金の一般的な相談	

税務署の組織変更のお知らせ

庁舎案内図

【３階】

階段

◎法人課税第１部門

●法人税の申告・相談
●所得証明（法人）の交付

◎法人課税第２部門
（消費税・印紙税等担当）

●消費税（法人）の申告・相談
●印紙税等間接諸税の申告・相談・指導・調査

◎法人課税第３部門（源泉所得税担当）

●源泉所得税の相談・指導・調査

◎法人課税第４～13部門

●法人税、消費税（法人）の指導・調査

【２階】

階段

◎総　務　課

●総　合　案　内
●文　書　の　受　付

◎管理第１・２部門

●税　金　の　納　付
●納税証明の交付
●振替納税の申込み

◎特別国税徴収官

◎徴収第１・２部門

●滞　納　整　理

◎酒類指導官

●酒　類　行　政
●酒税の申告・相談・指導・調査
●免　許　関　係

◎特別国税調査官（法人税等担当）

●法人税、消費税（法人）の指導・調査

◎特別国税調査官（源泉所得税担当）

●源泉所得税の指導・調査

【１階】

玄関ロビー

階段

◎特別国税調査官（所得税等担当）

●所得税、消費税（個人）の指導・調査

◎個人課税第１部門

●所得税、消費税（個人）の申告・相談
●青色申告の相談
●所得証明（個人）の交付

◎個人課税第２～４部門

●所得税、消費税（個人）の指導・調査

◎個人課税第５部門（資料情報担当）

●法定調書関係

◎特別国税調査官（資産税担当）

●相続税、贈与税、地価税、土地建物の譲渡所得の指導・調査

◎個人課税第６部門（資産税担当）

●相続税、贈与税、地価税、土地建物の譲渡所得の申告・相談・指導・調査

◎税務相談室

●税金の一般的な相談

お知らせ

署の人事異動

着任等			離任等	
役職	氏名	前任地	氏名	転出先
署長	鈴木　俊彦	庁・監督官室・副室長	大井　章列	辞　職
副署長(法人担当)	高橋　邦夫	留　任		
副署長(総務担当)	島田　昌夫	庁・東京派遣主任監察官	藤井　太朗	辞　職
副署長(個人担当)	市岡冨士雄	局・査・特別国税査察官	守屋　隆喜	局・課一・訟務官室・主任訟官
総務課長	森下　登	王子・法人１統括官	高橋　満夫	庁・東京派遣監察官
管理１統括官	唐川　裕文	日本橋・徴収統括官	馬場　信介	局・徴・特整・統括主査
徴収１統括官	広瀬　武敏	蒲田・徴収統括官	濱田　三義	平塚・管徴１統括官
個人課税１統括官	佐藤　英雄	留　任		
法人課税１統括官	小坂　善三	大月・法人１統括官	近江　紳二	練馬東・総務課長
酒類指導官	居村　勝則	局・間税・特調整・統括主査		
法人課税２統括官	水森　正夫	大森・間税統括官		
(間税特官)			伊藤　文雄	辞　職
(間税１統括官)			肥沼　博海	練馬西・個人課税１統括官
(間税２統括官)			飯島　正和	荒川・個人課税６統括官
(間税総括上席)			崎　豊	平塚・法人課税６統括官
上席調査官	近藤　祐子	留　任		
(間税１上席)			山地　哲也	局・調４
(間税２上席)			渡辺　一雅	練馬東・法人課税上席
国税調査官	杉山　吉幸	新宿・法人６	矢吹　正次	川崎北・個人課税
国税調査官	名取　和彦	留　任	丹野　雅敬	新宿・法人課税
(国税調査官)			園田　伸一	新宿・法人課税（本科）
(国税調査官)			橋本　裕之	局・総・情報
事務官	佐々木順司	留　任	駒井美智子	庁・酒
事務官	友野　広	新宿・法人１	吉田　信道	新宿・個人課税
事務官	三角　寛	新宿・法人１	林　みどり	新宿・個人課税
事務官	内野千恵美	新宿・法人１		

hana's way ハナのある美しさを求めて。
アリミノはビューティフルな髪の世界をひろげていきます。

ARIMINO
,beautiful

株式会社アリミノ 〒161東京都新宿区下落合1-5-22 TEL.03(3363)8211

署からのお知らせ

平成３年度の主な税制改正におけるポイントは次のとおりです。

Ⅰ　消費税法の改正

１．　中間申告・納付制度の見直し

直前の課税期間の確定消費税額が500万円を超える事業者については，中間申告・納付回数を年３回（現行１回）に改め，原則として当該確定消費税額の４分の１ずつ申告・納付することとされました。

（注）この改正は，平成３年10月１日以後開始する課税期間について適用されます。

２．　簡易課税制度の見直し

⑴簡易課税制度の適用を受けることができる課税期間は，その基準期間の課税売上高が４億円以下（現行５億円以下）である課税期間とされました。

⑵仕入れに係る消費税額は，事業者の営む次の事業の区分に応じ，それぞれの事業ごとの売上げに係る消費税額に次に掲げるみなし仕入率を適用して算出することとされました。

①　第一種事業……90％

第一種事業とは，卸売業（他の者から購入した商品をその性質及び形状を変更しないで他の事業者に対して販売する事業）をいいます。

②　第二種事業……80％

第二種事業とは，小売業（他の者から購入した商品をその性質及び形状を変更しないで販売する事業で，第一種事業以外のもの）をいいます。

③　第三種事業……70％

第三種事業とは，農業，林業，漁業，鉱業，建設業，製造業（製造した棚卸資産を小売する事業を含む。），電気業，ガス業，熱供給業及び水道業をいい，第一種事業又は第二種事業に該当するもの及び加工賃その他，これに類する料金を対価とする役務の提供を行う事業は除かれます。

④　第四種事業……60％

第四種事業とは，第一種事業，第二種事業及び第三種事業以外の事業をいい，具体的には，運輸・通信業，飲食店，不動産業，サービス業等が該当します。

⑶事業者が，第一種事業，第二種事業，第三種事業又は第四種事業のうち二以上の事業を行っている場合のみなし仕入率は，原則として，それぞれの事業区分ごとの売上に係る消費税額にそれぞれ⑵の率を乗じたものの加重平均値となります。

＜具体例＞

○家具の小売業（第二種事業）
・売上高　２億円
・売上に係る消費税　600万円
○家具の製造業（第三種事業）
・売上高　5,000万円
・売上に係る消費税　150万円

$$\text{みなし仕入率}=\frac{600\text{万円}\times80\%+150\text{万円}\times70\%}{600\text{万円}+150\text{万円}}=78\%$$

仕入れに係る消費税額は，

（600万円＋150万円）×78%=585万円

又は600万円×80%+150万円×70%=585万円

⑷事業者が二以上の事業を営んでいる場合における仕入れに係る消費税額の計算は，⑶の方法によることが原則ですが，その課税期間中における課税売上高のうちに一の事業の課税売上高の占める割合が75％以上である事業者については，当該一事業に係るみなし仕入率を当該一事業以外の事業に対しても適用することができることとする等の特例措置が講じられました。

＜具体例＞

⑶の具体例では，第二種事業の課税売上高の割合は，２億円／2.5億円＝80％≧75％であるので，その事業者のみなし仕入率は80％とすることができます。

（注）この改正は，平成３年10月１日以後開始される課税期間について適用されます。

３．　限界控除制度の見直し

限界控除制度の適用対象者は，その課税期間の課税売上高が5,000万円（現行6,000万円）未満である事業者とされました。

すなわち，限界控除額の算式は次のとおりです。

$$\text{その課税期間に係る本来納付すべき税額} \times \frac{5{,}000\text{万円} - \text{その課税期間における課税売上高}}{2{,}000\text{万円}}$$

(注)この改正は，平成３年10月１日以後開始される課税期間について適用されます。

4．非課税範囲の見直し

今回の改正において，逆進性の緩和の一環として次の資産の譲渡等が新たに非課税とされました。

⑴住宅の貸付け（居住用に供することが明らかなものに限り，一時的に使用させる場合等を除く。）

①　住宅の範囲

住宅とは，人の居住に用を供する家屋又は家屋のうちの居住の用に供する部分をいいます。具体的には，一戸建ての住宅，アパート，マンション，社宅等が該当します。

②　貸付けの範囲

イ　非課税となる住宅の貸付けは，その貸付けに係る契約において人の居住の用に供することが明らかにされているものに限られます。

ロ　住宅の貸付けのうち，貸付けの期間が１月未満である場合（ウィークリーマンション等）やその貸付けが旅館業法に規定する旅館業に係る施設の貸付けに該当する場合（ホテル，旅館，貸別荘等）は非課税とはなりません。

⑵学校教育法第一条に規定する学校その他一定の教育施設における教育に係る入学金，施設設備費等を対価とする役務の提供

⑶学校教育法に規定する一定の教科用図書（いわゆる検定済教科書）の譲渡

⑷埋葬料，火葬料を対価とする役務の提供

⑸医師，助産婦等による妊娠検査，検診，入院，分娩の介助等助産に係る資産の譲渡等

⑹厚生大臣が指定した義肢，車いす等身体障害者用品の譲渡，貸付等

⑺身体障害者福祉法等のホームヘルパー，ディサービス等一定の資産の譲渡等

（注）この改正は，平成３年10月１日以後に行われる資産の譲渡等について適用されます。

5．経過措置

平成３年10月１日以後に開始する課税期間に係る基準期間における課税売上高の計算についての特別措置その他所要の経過措置が設けられました。

II　地価税の創設

1．趣旨

土地保有に関する負担の公平を確保するとともに，土地の資産としての有利性を政策的に縮減する観点から，土地保有に対する税負担をその資産価値に応じて適正な水準に引き上げることを趣旨としています。

2．納税義務者

国内にある土地等（土地，借地権及び地上権等）を有する個人及び法人

3．課税対象

個人又は法人が課税時期（各年1月1日午前零時）において有する土地等

4．評価

土地等の価額は，課税時期における時価によることとされています。なお時価は，相続税評価額によることになります。

5．非課税

次に掲げる土地等は非課税とされました。

①国，地方公共団体又は公共法人（法人税別表第一）が有する土地等

②公益法人（法人税法別表第二）が有する土地等（定款等に記載された事業以外の事業の用に供されている土地等及び一定の未利用地を除く。）

③国等（国，公共法人，公益法人等その他特定の法人）に貸し付けられている土地等

④専ら国等に貸し付けられている建物等の用に供されている土地等

⑤　人格のない社団等が有する土地等で，その行なう事業の用に供されているもの（収益事業の用に供しているものを除く。）

⑥次に掲げる公益的な用途に供されている土地等

イ　自然，国土保全等に関する土地等
ロ　医療，社会福祉等に関する土地等
ハ　文化，教育等に関する土地等
ニ　交通・通信等に関する土地等
ホ　水道・エネルギー等に関する土地等
ヘ　公衆浴場の用に供されている等その他の土地等

⑦専ら⑥ロ～ヘに掲げる施設等（一部除外あり）として使用するため貸し付けられている建物等の用に供されている土地等

⑧１㎡当たりの更地の価額が３万円以下の土地等

⑨居住用建物又は貸家用建物の用に供されている土地等（1,000㎡超の部分は課税）

⑩外国の大使館等の用に供されている土地等

⑪特定郵便局又は簡易郵便局として使用されている建物の用に供されている土地等

⑫事業協同組合等が有する土地等で「集団化等事業用地」に該当するもの

5．税率

0.3％です。ただし平成４年については，0.2％です。

6．基礎控除及び納付税額の計算方法

①　基礎控除の金額は，次のいずれか多い金額となります。

イ㋑法人（資本又は出資の金額が１億円超）……10億円。

㋺㋑以外の法人及び個人15億円。

ロ１㎡当たりの土地の更地価額が３万円を超える土地について，３万円にその土地等の面積を乗じた金額

②　納付税額の計算方法

（課税価格）土地等の価格の合計額（非課税土地等を除く）－基礎控除額　×0.2%（平成5年からは0.3%）

7．申告，納付

各年10月１日から同月31日までの間（ただし平成４年については，同年11月16日から12月15日までの間）に申告し，同日までに２分の１に相当する金額を，その残額を翌年３月31日までに納付することになっています。

8．適用期日

平成４年の課税時期に係る地価税から適用することとされました。

Ⅲ　法人臨時特別税の創設

1．納税義務者

法人税が課税される法人

2．課税標準

各事業年度の基準法人税額から300万円を控除した残額

3．税率

2.5％

4．適用期間

１年間（平成３年度中に終了する事業年度）

Ⅳ　石油臨時特別税の創設

1．課税物件，納税義務者，課税標準

石油税と同じです（原油，輸入石油製品，ガス状炭化水素）

2．税率

税率は以下のとおりであり，石油税の５割担当額となっています。

○原油，輸入石油製品1,020円／kℓ
○天然ガス……360円／トン
○その他のガス状炭化水素…335円／トン

ハ　ロ　ー　Ｔ　Ａ　Ｘ

高校生　租税教育用ビデオ　（税の仕組み）

◎貸し出し無料　　◎ＶＨＳビデオテープ〔24分〕

☆お問い合せは，新宿税務署総務課まで！　Tel３３６２－７１５１

インタビュー



㈱コマ・プロダクション
専務取締役
金澤友也

新宿物品税協力会が始めた，“たっくす”も消費税に変わってから，いろいろな職業の方々にお話をお聞きし，ご紹介出来るようになりました。たいへんおもしろいと思うのは，新宿は多くの街と異なり，世界中の職業が，あるように思います。善といわれる業種，悪，良，可，大，小，24時間，休むことなく変化し，新しい事が，波うって入ってきています。それが新宿です。そして新宿といえば，コマ，この劇場は，歌舞伎町の目です。コマなくして，新宿は語れません。そこで今回この方をして，コマを語っていただきます。大学を出ると，コマのスタートから仕事をなさり，58才で停年なさると（平成元年）現在の子会社コマ・プロダクションの専務取締役，金澤友也氏です。

Q　ずいぶん長い間，コマで仕事をなさっていらっしゃる方だとお聞きしていましたので，私自身，イメージしていましたので，失礼事，言ってしまいますが，大学教授の様な方でビックリしました。コマとか，歌舞伎町，プロダクションという言葉で想像していましたから，

A　早稲田の政経を出ると，すぐ，31年に入社しました。まだ劇場は出来ていませんでした。レビューが好きで入社したのです。

歌舞伎町と言われる以前は，角筈北一町会と言われていました。25年に産業文化展示会場の後地をこのような街に作ったのです。

Q　私の子供の頃，(私も新宿生まれ新宿育ちなのです）小学校から“つづり方兄弟”とか言う，映画を見に来た記憶があります。スケートリンク場があったり，歌舞伎町は，レジャー産業，日曜日に遊びに来る所でしたが，一時大変に，恐いイメージが付き，男性の街という感じで女性は，来にくい時期がありました。今はずいぶんとクリーンなイメージになって，

A　いえ，私は一度も恐いと思った事はありません。そんな話は聞いた事もありません。現に，恐い所というイメージなら，毎日コマ劇場にお客様は来ません。毎日沢山の方々が，ずっと来ています。

Q　そうかもしれません。私だけのイメージでお話をしてすみません。そういえば今日も，いっぱいの人がコマ劇場の前で開場を待っていました。

小林幸子さんのショーのようで，中年の女性の方々ばかりでした。

演歌の方のショーが多いようですネ。

A　コマ劇場の一番の演し物です。S30年のり平の和製ミュージカル以来，美空ひばりさんのように，歌えて，芝居の出来る方の歌謡ショーが得意です。ピーターパンなども，当たりましたが。

一番の当たりはどんな親しい人にもチケットをお売り出来なかった、美空ひばりさんでした。S39来，年2回，100回，確実にお客がありました。

Q　すごいですネ，美空ひばりさんなどのおもしろい話を聞かせて下さい。

A　一時，かくまったとか，小林旭さんとの離婚の時ネ，でも，プライベートな面ですから，お話できません。僕のおもしろかった話は，33年から宣伝の仕事で，テレビの放送にまにあうよう，わざわざ，屋形舟の上でチャンバラをやったり，いつも一時頃に目立ったことをやった事，JR、昔の国鉄の従業員12万人のチケットが売れた事です。

大変に，賢い方で，私達がお会いする時，歌舞伎町の歴史の本を御持参下さいました。杉並で生まれ，新宿コマを愛し東京人らしく，私は山の手の人と言われていました。誇り高き東京人の御1人でした。シアターアップルは私達若い人達にも，親しまれています。歌舞伎町に，東京の宝塚を作ろうと作った劇場，今は，世界に轟く，歌舞伎町の顔として，楽しい文化を，送りつづけてくださるでしょう。

間税会とは

消費税（印紙税，その他の個別消費税を含みます。）納税者で組織している団体で，消費税の自主的な申告納税体制の確立を通して税務，税制の公正に寄与し，あわせて，企業経営の健全な発展に寄与しようとするものであります。

その目的は

・会員企業の発展
・税務知識の習得
・税務行政への協力

その組織は

消費税納税者で組織する税務署単位の間税会が都，県の連合会にまとまり，さらに各国税局（又は国税事務所）ごとに連合会が組織され，さらに，これを全国的な活動とするために全国間税協力会総連合会（略称「全間連」といいます。）があります。

役割と使命

・会員企業の立場で，税制及び執行の改善のための提言と国税当局とのパイプ役となる。
・会員企業として重要な税務，経営のための新しい情報を提供する。
・会員相互の連帯と協調を図り，福利厚生に寄与する。

このような役割も組織として力を結集すれば大きな効果があげられます。

間税会は，この重要な使命をもって活動しています。

会員の資格

・消費税納税者が会員となります。

また，本会の趣旨に賛同される方も会員となれます。

・会員は，本会事業を通して便宜を受けることができます。
・会員は，総会の決議で定められた会費を納入していただきます。

編集後記

'82年1月に「たっくす」が創刊されて10年，節目になる20号を迎えることができました。これも間税会会員の皆様のご協力に支えられて成し得たことであり，厚く御礼申し上げます。

創刊号発行以来，会も「淀橋物品税協力会」に初まり，「新宿物品税協力会」「新宿間税協力会」「新宿間税会」と度々呼称変更された中に時代の変遷が窺われます。さらに此度，署の機構が大幅に改革されましたが，今後，新組織に対応した新宿間税会のさらなる発展と共に「たっくす」も号を重ねて行きたいと思いますので一層のご協力をお願い致します。

会　報　第20号
発行日　平成3年9月20日
発行人　新宿間税会
会長 田尾有一
印刷所　㈲甲文堂
03−3947−0844

とびっきりのフランス。味だね。

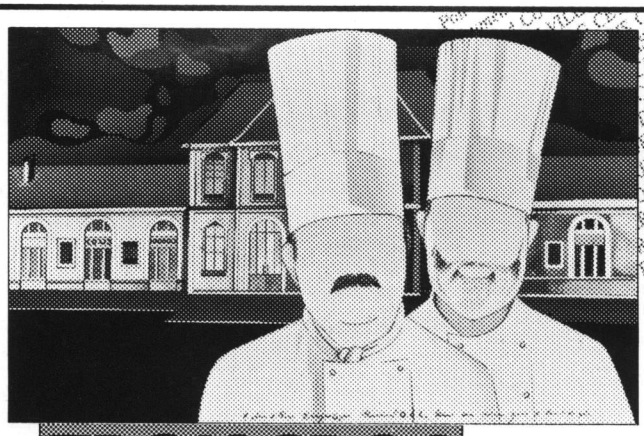

TROISGROS
トロワグロ

ODAKYU

フランス一級の味、トロワグロ。小田急の選んだ味です。

■新宿店本館地下2階＝食選館　■別館〈ハルク〉地下2階＝食品売場

小田急・新宿
火曜定休 TEL.03-3342-1111 営業時間：10時-19時
〒160-01 東京都新宿区西新宿1-1-3

生活のすみからすみまで。
カードは、京王のパスポート。

●京王百貨店、リモーネ各店、京王グループ、高島屋各店、パスポート加盟店などワイドなご利用エリア。
●京王百貨店でのお買物をご優待。レジャー施設なども割引き。
●DC、VISA、JCBとの提携カードもございます。



お問い合わせ先
新宿店7階クレジットセンター　聖蹟桜ヶ丘店8階総合サービスセンター
TEL.03(3342)2111内線3771　TEL.0423(37)2281〈直通〉

Keio
新宿・聖蹟桜ヶ丘